建設リサイクル法の届出は電子申請をご利用ください

建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第 10 条の規定による届出は、窓口・郵送のほか、「ながの電子申請サービス(電子申請)」による提出も可能になりました。

電子申請により届出書を提出した場合、届出済票(届出済シール)が印刷された届出受理証を発行しますので、届出受理証を印刷し届出済票の部分を切り取り、工事現場の工事看板に貼付してください。

- ※提出した届出書の内容は電子申請の「申込内容照会」から印刷ができます。
- ※副本が必要な場合は電子申請以外の方法(窓口・郵送)で提出してください。

原則 24 時間 365 日 届出が可能です

①長野市ホームページのトップページから「オンラインサービス」 ⇒「ながの電子申請サービス」を選択



②検索キーワードに「リサイクル法届出」と入力して検索するか、手続き一覧から『建設リサイクル法届出(建設工事に係る資材の再資源化に関する法律)』を選択 ※ブックマークに登録しておくと次回申請時は省略できます



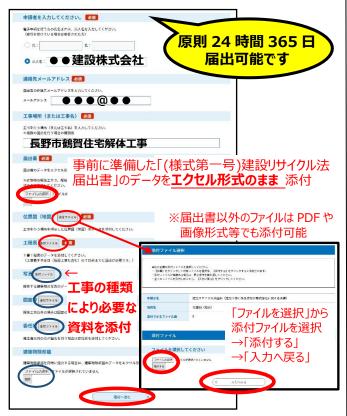
③利用者登録済の場合は ID とパスワードを入力してログイン (未登録の場合は利用者登録の有無を選択(利用者登録をしなくても手続きは可能です))

	手続き申込
利用者ログィ	יע
手続き名	建設リサイクル法届出 (建設工事に係る資材の再資源化に関する法律)
受付時期	2023年1月1日0時00分~
	利用者登録せずに申し込む方はこちら > 利用者登録せずに申し込む方はこちら > 利用者登録される方はこちら 対理者登録される方はこちら
利用者IDを7	力してください
ID	
	別したメールアドレス、 I当部署から受領したIDをご入力ください。
パスワードを	えカしてください
	フード
■ // X:	ノート

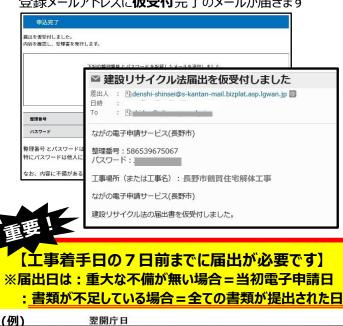
④初めて利用する場合は電子申請専用の様式をダウンロードし、様式に必要事項を入力したものを事前に準備。 説明内容を確認し「同意する」をクリック

手続き名	建設リサイクル法届出(建設工事に係る資材の再資源化に関する法律)
説明	建設リサイクル法(建設工事に係る資材の両資源化に関する法律)第10条に基づく届出です。 工事に着手する7日前までに届出が必要です(仮設工事も含む)。
	下の専用様式をダウンロードし、電子申請にエクセル形式のまま添付して申請してください。
	建築基準法第15条の規定による「建築物除却届」も同時に提出することができます。
	建築物の解体工事で、解体する決面積合計が80平米未満の場合は届出不要ですが「アスペスト含有 達材使用建築物解体工事届」のみ提出が必要です。
	こちらの電子申請で提出してください。
受付時期	2023年1月1日0時00分~
問い合わせ先	建設部建築指導課
電話番号	026-224-5076
FAX番号	026-224-5124
メールアドレス	shidou@city.nagano.lg.jp
(様式第一号) 建設リサイク ル法届出書	(様式第一号)建設リサイクル法届出書.xlsx
アスベスト含有建材使用建築 物解体工事届	アスペスト含有建材使用建築物解体工事届 x/5x
(第41号様式)建築物除却 届	(第41号様式) 建築物除却區xlsx 除却届も電子申請で
同意する」ボタンをクリック	フすることにより、この説明に同意いただけたものとみなします。
	上記をご理解いただけましたら、同意して進んでください。
(<	一覧へ戻る 同意する

⑤電子申請の画面に必要事項を入力し、事前に準備した 添付ファイルを選択して登録 → 「確認へ進む」



⑥すべてのファイルが登録されたことを確認し「申込む」→ 登録メールアドレスに**仮受付**完了のメールが届きます



水

4日前 3日前 2日前

月

受理証

発行

修正

指示

不足

連絡

修正.

再申請

不足分

提出

7日前 6日前 5日前

書類不足

~23:59

電子

(届出)

申請不備あり

②**翌開庁日に**長野市建築指導課で届出の内容を確認し、 修正箇所等が無ければ「届出受理証」が発行され、 案内メールが届きます



- ※修正が必要な項目があった場合、修正依頼のメールが届くので、電子申請の【申込内容照会】画面から該当する届出の「詳細」をクリックし添付ファイルの差し替えを行う
- ⑧電子申請の【申込内容照会】画面から該当する届出の 「詳細」をクリック



⑨届出受理証をダウンロードし印刷 → 届出受理証下部の届出済票の部分を切り取り工事現場の工事看板に貼り付ける



【手続きは以上です】

不足分の書類が提出されてから7日後

1日前

T

事

着

手

日